

大阪アルカリ事件

～差戻控訴審判決を中心として～

佐藤 朗

序文

- (1) 概要
- (2) 判旨
- (3) 判決とその意義
- (4) 判決における時代背景
- (5) 本件において注目される点

結文

序文

環境問題を大きなテーマとしながら、初めて訴訟という形にて解決されたことにより注目される「大阪アルカリ事件」を、以降の判例にも大きな影響を与えた要件とともに差戻控訴審判決を中心として、当時の時代思潮、注目される点に加え、なぜ本件が重要であるかを記述していきたい。

(1) 概要

大阪アルカリ事件(大判大正5年12月22日民録22輯2474頁)は、硫酸、肥料製造、銅の精錬に携わる大阪アルカリ株式会社の大阪市安治川河川沿いの工場から発生した亜硫酸ガスにより、本件付近の被害地の地主及びその小作人36名が、同土地の明治39・40年付の米および麦の減収原因が同会社の排気ガスであると主張し、大阪アルカリ株式会社に対し逸失利益の賠償を請求した損害賠償請求訴訟事件である。

第一審大阪地裁は原告を勝訴させた。第二審大阪控訴院も同様に原告勝訴判決を下した。だが大審院は原審の過失判断に誤りがある¹とし原判決を破棄差戻した。差戻しを受けた大阪控訴院（大阪控判大正4年7月29日新聞1047号2頁）は被告会社が相当な防止設備である高煙筒を設置すべきところ、それをしなかったことが過失となるとして再び原告を勝訴させる判決を下した。

(2) 判旨

大審院は以下のように判示し、原審判決を破棄差戻した。

「按するに化学工業に従事する会社其他の者か其目的たる事業に因りて生ずることあるべき損害を予防するか為め右事業の性質に従ひ相当なる設置を施したる以上は偶他人に損害を被らしめたるも之を以て不法行為者として其損害賠償の責に任せしむることを得ざるものとす何となれば斯る場合に在りては右工業に従事する者に民法第七百九条に所謂故意又は過失ありと云ふことを得されはなり是を以て原裁判所か『Yの如く亜硫酸瓦斯を作り之を凝縮して硫酸を製造し銅を精鍊する等化学工業に従事する会社に在りては其代理人たる取締役等か其製造したる亜硫酸並硫酸瓦斯か現に其設備より遁逃することを知らざる筈なく又遁逃したる是等の瓦斯か附近の農作物其他人畜に害を及ぼすべきことを知らざる筈もなく若し之を知らざりしとせば之れ其作業より生ずる結果に対する調査研究を不当に怠りたるものにして之を知らざるに付き過失あるものと認むるを相当とするか故にYかXの右損害に付き不法行為者として賠償の責任あるものとすYは硫酸の遁逃を防止するに付き今日技術者の為し得る最善の方法を尽せるか故にYに

¹ 大審院判決は「事業ノ性質ニ従ヒ相当ナル設備ヲ施シタル以上ハ偶々他人ニ損害ヲ被ラシメタルモ之ヲ以テ不法行為者トシテ損害賠償ノ責ニ任セシムルコトヲ得サルモノトス」として故意過失ありと認めた原判決を破棄した。

責任なしと論すれどもYの製造したる硫酸がX農作物を害したる以上は其硫煙の遁逃はYの防止るを得さりしものなると否とに拘らずXの被害はYの行為の結果なるか故にYは之に対し責任を有することは多弁を要せず』と判旨し以てYに於て硫酸の遁逃を防止するに相当なる設備を為したるや否やを審究せずして漫然Yを不法行為者と断したるは右不法行為に関する法則に違背したるものにして原判決は到底破毀を免かれず故に本上告論旨は正当のして本件上告は理由あり既に此点の於て原判決を破毀する以上は他の上告論旨に付き一一説明を下す必要なし」

また差戻し控訴審は以下の通り判示し、控訴人の控訴を棄却した。

「控訴会社の取締役等は其工場より噴出遁逃する亜硫酸瓦斯及硫酸瓦斯は本件耕地の稲麦に対し多大に有害の作用を及ぼすべきものなる事を知り居るたるものと認むるを妥当とすべく、即結果に対する予見ありたるものとす。而して前掲摘記の鑑定人吉岡亀次郎、横堀治三郎の控訴人の工場設備に対する批評並に甲第一号証の第二第三号焚鑪には換気装置の設備なく逆流噴出する瓦斯は爐の左右側より自在に氣中に遁逃す第一焚鑪は新設に係るものにして普通は瓦斯の逆流流出する事少なき旨の記載に徴する時は本件當時に於ける知識を以てするも控訴人の工場設備中には既に長年月を経過し改造の時期に達せるもの多きが故に之を改造し且焚鑪換気装置なきものには之を設備するに於ては亜硫酸瓦斯及硫酸瓦斯の噴出を減少し得べき事を認め得べく、又鑑定人横堀治三郎の鑑定表並に同人の鑑定証人としての供述に依れば海外に在りては高煙筒を有効なりとし之が建設を為したる例少なからず現に有名なる独逸の「はるすぶりすつけ」製鍊所に於ては千八百八十九年に四百七十五尺の高煙筒を設けたるを初めとし米国各地に

於ては四百尺以上五百尺を超ゆる高煙筒を設くるに至り又日立鉾山の五百六十尺の高煙筒の如きも其効果大に佳良なる事実を認め得べきのみならず、煙筒の口径は工場より生ずる瓦斯を誘導して空気排気的作用を起さしむるに必要なると同時に是等の瓦斯を高く大氣中に放出せしめて自然稀釈の途を取らしむる作用あるものなる事を認め得べく、此事実と同鑑定書の鉾煙処理の問題は夙に欧米諸国において研究せられたるものにして我国に於ても二十年以前より之を論議するに至れり云々。明治三十九年頃に於ては云々高煙筒又は云々を以て最善の防止策と看做されたる旨の記載を参照する時は本件當時に於ける知識を以てするも遁逃瓦斯を高く大氣中に放散せしむるに適當なる高さを有する煙筒を設備するに於ては前記の如き稲麦に対し有害なる作用を及ぼす事を防止し得、且前掲説示の例に徴せば右の如き設備を為す事は經濟上に於ても左迄困難ならざるに不拘控訴会社の取締役等は僅に百尺乃至百二十尺（此の高さは控訴人の抗弁自体に徴し明かなり）の煙筒により有毒瓦斯を遁逃せしめたるものなるが故に控訴会社の取締役等が亜硫酸瓦斯及硫酸瓦斯の噴出遁逃を防止するに付非常時技術者の為し得る適當の方法を講したりと云ふを得ず。若し夫以上認定の如き減少防止の方法を講ぜざるに不拘適當の方法を講したりと信じたりとせば其信するに付過失ありと断定するに足る。尤も鑑定証人横堀治三郎は百尺乃至百二十尺の煙筒は明治三十九年頃に在りては決して低しとすべからざりしならんと供述すれども斯くの如き不確實なる供述に依りては前記認定を覆すに足らず。控訴人の援用する爾余の各鑑定も以上の鑑定を覆へすに足らざるものと認む。然らば控訴会社が亜硫酸瓦斯及硫酸瓦斯を凝縮して硫酸を製造し銅の精鍊を為す營業を為す事は控訴会社の権利なりと雖、斯る権利中には他人の耕作物をして其收穫を皆無又は甚大なる減少を来さしむ損害を被らしむる権能を包含するものに非ざるを以て、營業権を行使する場合に在りても斯る結果を来たさざ

る様注意し斯る結果を生ずることを防止し得べき場合には其手段講ずべきは当然の理なるに不拘、控訴会社の取締役等は前認定の如く硫酸製造及銅の製錬を為すに付其工場より噴出遁逃する亜硫酸瓦斯及硫酸瓦斯が被控訴人等の本作耕地に於ける稲麦に対し多大の害を加ふべき事を発見し、且之を防止し得べき方法ありしに不拘故意若くは過失により其方法を講ぜずして之等の瓦斯を噴出遁逃せしめ之に因りて被控訴人の稲麦に対し有害なる作用を及ぼし其収穫を皆無又は多大に減少せしめたるものなるを以て控訴会社は之が賠償の責任あるものとす」。

(3) 判決とその意義

先にも述べたように、第一審大阪地裁は原告を勝訴させた²。第二審大阪控訴院も同様に原告を勝訴させたが、そののち大審院は原審の過失判断に誤りがあるとし原判決を破棄差戻した。しかし、差戻し後、控訴院は相当な防止設備である高煙筒を設置したかどうかを問題視し、再び原告が勝訴するという結果となった。

原告はアルカリ会社の煤煙に原因があると主張したが、これにおいて完全なる根拠があったとはいえなかった。しかし、当時は本件土地以外にも他の多くの土地で同様の被害が起きていたために他に原因がないとされ、因果関係は考慮されなかったものといえる。だが、アルカリ事件発生当時、周辺住民が工場の有毒ガスにより被害を被ったというのは確かなものであり、新聞では大々的に報道された。

争点として、工場からの排出ガスと農作物損害との因果関係、アルカリ会社側に過失があったか（排出ガスによる付近農作物への影響を知っていたか）、会社の権利行使、権利侵害³などが挙げ

² この判決は公にされていないため理由は不明である。

³ 当時は国家の方針として産業優先が第一であったために、国力充実に向けての国のための生産活動であるために法律の範囲内であるという考え方で

られた。

原審では判決「排出された有毒ガスが周囲の農作物に悪影響を及ぼすのは知っていたはずであり、知らなかったとしても、自己の業務作業に対する調査研究を怠ったという過失がある」として不法行為責任を認め損害賠償請求を認めた。それに対しアルカリ会社は上告したが、その理由は「不法行為となるには行為の不法性が必要だが、工場の経営は法律上容認されたものであるため、多少の損害を被ったとしても許容される範囲であり原告の権利侵害ではない。むしろ適法行為であり不法行為の成立はあり得ないものである⁴」というものだった。そののち、大審院にて「事業により生ずる損害を予防するために相当な防止設備を設置した以上は、他人に損害を与えても不法行為者として損害賠償責任を負わせることはできない⁵」として原判決を破棄差し戻した。

しかし差戻し後の大阪控訴審では、過失の有無として大阪アルカリ株式会社が「相当な防止設備」である高煙筒を設置したかどうかを問題視した。高煙筒を設置することが最善の防止策だったところ、それをしなかったことが過失になるとし再び原告全面勝訴判決を下した。これについては後にも記述する。

本大阪アルカリ事件判決は、以降の裁判例において多大な影響を及ぼしたものであるといえる。「化学工業ニ従事スル者ノ不法行為ニ因ル損害賠償ノ責任ノ事」につき、故意・過失が論点となったのはこの大阪アルカリ事件が初であり、本件判例は新しい形の不法行為における「過失」について新しい基準を示すという重要

ある。

⁴ 上告理由について、鳩山秀夫「工業会社の営業行為に基く損害賠償請求権と不作為の請求権」（法協二九巻四号・1911年）が重要である。さらに上告段階から被告会社側の訴訟代理人として加わった岩田宙造の存在を挙げる。岩田は先論文と同じ29巻の7号に転質に関する論文を載せており、上告理由には鳩山論文を利用したあとが随所に見られる。

⁵ 民法709条の故意または過失があるといえないからである。

な役割を果たしたといえる。

では、この大阪アルカリ事件判決の「相当な防止設備設置における免責」がその後はどのように影響したのだろうか。

ここではこの論点に関して代表的である「広島市灌漑用ポンプ騒音・振動事件」について記述する。「広島市感慨用ポンプ騒音・振動事件⁶」は、大阪アルカリ事件大審院判決を引用し、「損害ヲ予防スルカ為メニ右工事ノ性質ニ従ヒ最善ノ方法ヲ尽シテ其設備ヲ為シタルニ拘ハラス尚他人ノ財産ニ対シテ損害及ホシタル場合ハ民法第七百九条ニ所謂故意又ハ過失アリト謂フコト能ハサルヲ以テ不法行為者トシテ之ヲ賠償スルノ責任ナキコトハ従来当院ノ判例トスル所ナリ」と述べ、原審が「損害ヲ予防スルカ為メニ最善ノ方法ヲ尽シタルヤ否ヤヲ審理判断」しなかったのは違法だとし、破棄差戻し判決を下した。その後の差戻し後の判決はアルカリ事件と同じく最善の方法が取られなかったとして不法行為の成立を認めている。

大阪アルカリ事件を差戻された大阪控訴院では、「相当な防止設備の設置による免責」の理論には従った。しかし、被告会社が相当の防止措置を施していなかったと事実認定して原告勝訴の結論を維持した。

(4) 判決における時代背景

ここで、事件当時の時代背景に触れておきたい。

明治初年以降、国家の方針として産業優先、つまり富国強兵政策がとられていたことは言うまでもない。政府にとっては富国のために工業の発展が第一であり、この政策は国の利益のためであるという考えが強かった。

しかし、裏を返せば国力充実のためであれば多少の損害が発生

⁶ 広島控判大正7年10月19日新聞1479号24頁。

することはやむを得ないとの政策的志向があったということである。特に大阪アルカリ株式会社は創立にあたり「国益有益の事業を振作奨励」する目的であり、大正5年当時は砲兵製作業という「国のための生産活動」を請負っており、その生産活動を停止させるわけにはいかないという理由が存在した。

しかし他方、市民が工場から排出される亜硫酸ガス等の排気ガスにより大きな被害を受けていたことは明らかであった。

また、大阪で近代的な機械と大規模な生産装置による工業化が本格的に進み始めたのは1880年代後半以降である。1894年には大阪市参事会も工業化推進のための土地を確保するために周辺町村の合併を論じていた。

よってこの当時、機械の原動力として蒸気を使用していた工場が増加したため、燃焼させた石炭による煤煙が都市の大気汚染をもたらすこととなった。1902年には大阪府会が府知事に対し、「若し歩を野外に移し市内及び接近郡村を觀望するときは黒煙天に漲り真に煙都の名亦適実なるを知る」「既に煤煙の衛生上有害なると判明せるに拘はらず、其防止方法の規定なきは公衆衛生上に於ける一大欠点なり」と指摘し、「煤煙防止に関する規則を制定し、府民をして不潔不快の感と恐るべき害毒とを免れしむるは刻下に於ける最大急務なり」と訴えた。この背景には翌年の第5回内国勸業博覧会を控えており、国内だけでなく国外からも多くの来觀者を迎えるという事情が存在した。「煙都」という言葉からもわかる通り、既に煤煙の被害は広く大阪市やその周辺を覆い、解消が求められていた⁷。また、アルカリ事件発生当時、周辺住民が工場の有毒ガスにより被害を被ったというのは確かであり、新聞では

⁷ ある調査では大阪市内における大気の硫酸含有量は兵庫県の2.4倍にも達するとも示されている。

また、状況は昭和初期の藤原九十郎著「大阪を苦しめた煤煙問題」にも示されている通りである。

大々的に報道された。また、先にも記述した通り「アルカリ会社の吐煙被害は煤煙そのものよりも有毒ガスによる問題が主なる非難の原因と思われる」とも述べられた。

当時、国益の為の産業優先思想が、他方ではその発展に伴う有毒ガス等の煤煙が大都市大阪を覆い、それによる被害が深刻化し大きな問題となっていたのである。

(5) 本件において注目される点

本件において注目すべき点は多々存在する。

一、判決が大審院判決に従いながらも差戻し前の判断を維持したこと

しかし問題はこれだけでなく、原告が差戻し後に請求を拡大したことにより、損害賠償請求額は差戻し前と比べ著しく多額なものとなった⁸。

二、被害が「訴訟」により解決されたこと

当時、有毒ガスによる被害が訴訟により解決されたことは珍しいことであった。明治から大正にかけては足尾銅山鉍毒事件をはじめ、別子銅山、浅野セメント、日立煙害などの事件例が存在するが、いずれも訴訟以外での解決であった。しかし、本件は原告側が被告会社に対し損害賠償請求をめぐり訴訟という形にて権利主張がなされ、原告側は一度の勝訴判決後、破棄差戻しののち再び勝訴という形にて終結した。これは当時では非常に珍しかったといえる。さらに先の国力充実、産業優先という富国強兵政策時代の中、国のための生産活動をしていたアルカリ会社が敗訴したという点にも注目したい。また、不法行為法の問題に「加害行為

⁸ 差戻し前は総額 797 円であったところ、差戻し後は総額 16,811 円と高額なものとなった。

の有用性や損害回避に必要な経費を考慮すべきか」という問題⁹がある。しかしこれを考慮すべきか否か¹⁰というものこそ、大阪アルカリ事件が提起した問題であり、これに関して依然として結論が出ていない。

本判決において、訴訟という手段において解決された上、結果としては最終的に原告勝訴となったものの一度原告側が敗訴したという点は大いに注目すべき点である。本件以降の事件判決では原告が勝訴するという形が多い。これは本件が被害者保護の観点において以降の事件に影響したためといえる。

また、本件は損害の発生から最終的に解決されるまでに 13 年間の経過した。費用も莫大なものであったと思われるが、解決されたことにはいくつか理由がある。そのひとつとしての大きな要因が、大都市大阪で起こったものであったため、他の事件より市民の権利意識が高く、また裁判所が身近にあったことであった。

三、「相当な防止設備」の設置

これは本件判決において最重要項目であるといえるだろう。先にも述べた通り相当な防止設備とは高煙筒のことを指すが、これを設置していたかどうか判断の鍵になったものである。大審院は「事業により生ずる損害を予防するために相当な防止設備を設置した以上は、他人に損害を与えても不法行為者として損害賠償責任を負わせることはできない」として原判決を破棄差し戻した

⁹ ここでは先の岩田宙造と、控訴審の法律新聞紙上で請求認容判決を批判した鹽田環の存在に触れておく。この問題にて関連しているのがアメリカの法学者のテリーである。「予想される危険の他に加害行為の有用性を考慮すべきである」とする「危険便益方式」をテリーが提唱したわけであるが、岩田・鹽田両名はこのテリーのもとで英米法、テリーの教えを学んでいた。よって、訴訟には少なからず欧米の考え方が影響しているのではないかと考えられる。

¹⁰ 関連した事件例として、「梅毒輸血事件」を挙げておく。

が、高煙筒が最善の防止策であったところ、それを設置していなかったために過失に当たるとして再び原告側の勝訴となった。

この頃、高煙筒において、ドイツのハルスブリスツケ製錬所では 475 尺、米国各地では 400 尺以上、また日立鉱山では 560 尺の高煙筒が設置されたところ効果は大きかったという結果が出ていた。しかし、アルカリ会社が設置していた高煙筒は 120 尺程度であった。明治 39 年当時では低いものではなかったとされるが、先の高煙筒と比較すると防止策としては明らかに不十分なものであった。

結文

環境問題かつ不法行為法の問題として代表的である「大阪アルカリ事件」を、概要から、特に差戻控訴審判決を中心として本判決が引き起こした論争、当時の時代思潮などに触れた。

本件大阪アルカリ事件判決の背景には、当時の時代思潮だけでなく、誰しもが知っているであろう「足尾銅山鉍毒事件」などのかつての環境問題には存在し得なかった「訴訟」という手段、その中でも「相当な防止設備による免責」の概念が大きな影響を与えたのである。また、大都市大阪での被害であったために煤煙被害の解決が急がれていたことも解決の大きな一手であった。

主要参考文献

川井健「大阪アルカリ株式会社事件 -民法判例と時代思潮-」北法 31 卷 3=4 号上 1053 頁以下。

瀬川信久「危険便益方式比較による過失判断 -テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで-」中川良延『日本民法学の形成と課題：星野英一先生古稀祝賀．下』（有斐閣・1996 年）。

小田康徳『公害・環境問題史を学ぶ人のために』（世界思想社・2008 年）。

小田康德『近代日本の公害問題－史的形成過程の形成－』（世界思想社・1983年）。

交告尚史『環境法入門 第2判』（有斐閣・2012年）。